平成２２年（フ）第８０１号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番４―607号
債務者　平石　一徳
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８０２号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番４―607号
債務者　平石　朱美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８２０号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番21―303号
債務者　堤　　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４６号
北九州市小倉北区今町１丁目２番２―505号
債務者　竹下多恵子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３４号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口3980番地１
債務者　前田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目20番19―402号
債務者　山地　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目39番６号
債務者　山下　博司
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目39番６号
債務者　山下　廣子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市上本町11番19号
債務者　松元　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
鹿児島県鹿児島市吉野町417番地15
債務者　徳永　伸雄
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
鹿児島県鹿児島市下福元町7651番地４
債務者　川元　隆二
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２号
鹿児島県指宿市西方203番地
債務者　今村　修一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６５号
鹿児島県指宿市西方665番地
債務者　川原　鈴代
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３３０号
沖縄県那覇市字松川386番地１　ユタカハイム501
債務者　宮城　辰康
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４１号
沖縄県那覇市寄宮２丁目34番24号　仲宗根アパート202
債務者　新川千恵子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６１号
北海道日高郡新ひだか町東静内87番地の７
債務者　近藤　隆浩
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
秋田市山王６丁目３番１号　シティコート山王301号
債務者　虻川　由美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１３号
秋田市外旭川字水口２番地５
債務者　安田　則子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部